

## 津波等緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する覚書

西都市（以下「甲」という。）と新富町（以下「乙」という。）と西日本高速道路株式会社九州支社都城管理事務所（以下「丙」という。）とにおいて、平成24年4月26日付けで締結した「津波等緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定」（以下「協定」という。）に基づき、協定第3条に定める使用区域（以下「使用区域」という。）を協定の定めに従って適切かつ安全に使用するために、次のとおり覚書を締結する。

### （目的）

第1条 この覚書は、協定の定めに従って適正かつ安全に使用区域を使用するために、具体的な使用方法等を定めるものとする。

### （協定の周知）

第2条 甲及び乙は、協定第2条に定める使用目的、協定第3条に定める使用区域及び協定第6条に定める使用期間について、関係する地域住民等（以下「地域住民等」という。）に周知した上で運用を図るものとする。

2 甲及び乙は、協定第6条に定める使用期間の範囲内で、地域住民等が自己の責任で使用区域への立ち入り及び退去を決定することを、地域住民等に周知するものとする。

3 甲及び乙は、使用区域が地震等により損傷し、緊急避難の支障や一時使用が困難となる場合があることを、地域住民等に予め周知するものとする。

### （情報の連絡体制）

第3条 甲及び乙は西都市内及び新富町内に津波が襲来し、又は宮崎県沿岸地域に津波警報が発令されるなど津波襲来のおそれが生じ、津波に対する避難が必要となった場合、及び河川の氾濫のおそれが生じ避難が必要となった場合、その旨を地域住民等に周知するものとする。

2 甲及び乙は、宮崎県に発令された津波警報が解除されるなど、津波に対する避難の必要が無くなった時、及び河川の氾濫による避難の必要が無くなった時は、その旨を地域住民等に周知するものとする。

3 甲及び乙または甲及び乙に依頼を受けたものは、使用区域への立ち入り及び使用区域からの退去の際には、丙の関係する機関に連絡を行うものとする。その連絡先及び連絡方法については別表-1に示すとおりとする。なお、甲及び乙または甲及び乙に依頼を受けたものは、地震による通信線の断線等により、丙への連絡ができない場合があることについて予め承知しておくものとする。

別表 - 1 (使用区域入退去時の連絡先及び連絡手段)

丙の関係する機関	連絡方法
太宰府道路管制センター	避難先に設置の非常電話

(使用区域への避難方法)

第4条 使用区域への立ち入りに当たっては、地域住民等の自己責任において実施するものとするが、甲及び乙は、予め下記事項について地域住民等に周知を図っておくものとする。

- (1) 使用区域までの避難経路
- (2) 使用区域への立ち入り方法
- (3) 使用区域へ立ち入る際の丙への連絡方法
- (4) 使用区域が津波などに対し安全担保されるものではないこと

(交通安全対策)

第5条 協定第9条に基づく安全対策のうち、交通の安全に関する事項において、次の各号によるものとする。

- (1) 甲及び乙は、地域住民等に対し、原則として高速道路路面に立ち入らないよう予め周知を図っておくものとする。
- (2) 丙は、甲又は乙から使用区域の立ち入りの連絡を受けた際、又は宮崎県における津波警報等の発令を認知した場合は、交通管理者と協議し、関係機関と連携し必要な通行規制措置等対応に努めるものとする。また、当該区域の高速道路の車両の通行について規制できない、あるいは規制されない場合は、丙の情報提供機器等を用いて、高速道路を通行する車両に対し、地域住民等が使用区域に立ち入っている旨の情報提供を行い、安全対策に努めるものとする。
- (3) 甲及び乙は、第3条第3項に基づく使用区域の立入りの連絡可否に係わらず、高速道路路面には走行する車両が存在し得ることについて地域住民に対し予め周知を図るとともに、緊急避難の際、やむを得ず高速道路路面に立ち入らなければならない場合において、二次災害など走行車両に十分留意するよう指導徹底するものとする。

(使用上の安全対策)

第6条 協定第9条に基づく安全対策のうち、使用上の安全対策に関する事項において、次の各号によるものとする。

- (1) 必要な安全対策については、甲乙丙協議の上、必要な対策を講ずるものとする。
- (2) 甲及び乙は、使用区域には、電気、水、トイレ及び夜間の照明施設が無いことを地域住民等に周知しておくものとする。
- (3) 甲及び乙は、使用区域には段差等により、身体障がい者の方やお年寄り、小さいお子様など、介護、介助者無しでは使用できないことを地域住民等に周知しておくものとする。

(4) 甲及び乙は、必要により避難訓練等を行い、使用区域の利用について地域住民等の理解度向上に努めるものとする。

(平常時の運用)

第7条 協定第10条に基づき、平常時の運用については次の各号のとおりとする。

(1) 甲又は乙が、避難訓練において使用区域を使用する場合には、あらかじめ丙の承諾を得るものとする。

(2) 甲又は乙は、協定第2条に定める使用区域の使用及び前号の訓練以外の目的で使用区域に立ち入ろうとする場合には、丙と協議するものとする。

(3) 津波等緊急避難における使用区域の運用に当たり、運用上の問題が発生した場合には別途、甲乙丙協議して問題の解決にあたるものとする。

(鍵の保管について)

第8条 協定第11条第2項に基づき、甲乙間で門扉の鍵の保管を別表-2のとおり行うものとする。

別表-2 (鍵の保管について)

管理者	保管場所	数量
甲	—	2
乙	—	2
丙	西都料金所	1

※ただし、丙の西都料金所で保管する鍵は、甲乙または甲乙が指定する鍵の管理者が不在の場合に、地域住民等に貸し出しを行うためのもので、丙及び丙の関係者が使用区域の鍵の開閉を行うものではない。また、丙の関係者の安全が確保できない場合（危険のおそれがある場合を含む）においては、地域住民等への鍵の貸し出しができない場合がある。

(覚書の有効期間)

第9条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から3年間とする。ただし、有効期間の満了の日までに甲乙丙いずれからも申し出がないときは、この覚書はさらに3年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲乙又は丙は、この覚書の有効期間満了前に正当な理由によってこの覚書を解除しようとするときは、30日前までに相手方に対し解除の申し入れをしなければならない。

3 甲乙又は丙は、この覚書の有効期間満了前にバス停施設の運用開始等、利用形態に変更が生じ、この覚書を解除・変更しようとするときは、30日前までに相手方に対し解除・変更の申し入れをしなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、協定が解除された場合には、この覚書は当然にその効力を失う。

(定めのない事項等の処理)

第10条 この覚書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度、甲乙丙協議の上、処理するものとする。

この覚書を証するため、この覚書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年4月26日

甲 西都市聖陵町2丁目1番地  
西都市長 橋田和実

乙 新富町大字上富田7491  
新富町長 土屋良文

丙 都城市高木町5166-11  
西日本高速道路株式会社九州支社  
都城管理事務所長 山本純司